
実効性ある省エネビジョンをつくる（１）

～省エネビジョンの点数評価より～

NPO法人地域循環研究所 木島 麻友香

はじめに

行政はつねにあらゆる面でプロフェッショナルであることを求められる。そのため、ある特定の分野のみ専門的な知識にたけているということは業務システム上不可能である。

それを踏まえた上で行政施策は作られるため、自治体で計画作りを行う際にはその分野に特化した知識をもつ人々の協力を得てすすめられる。

環境政策の場合、COP3における京都議定書の目標達成を視野に入れた温室効果ガス排出削減効果ガス排出削減対策等の地球環境問題へ対応するための施策の一つとして、省エネルギーの推進が求められている。そのためには、地域特性等の差異を踏まえたきめ細かな対策が必要とされることから、地域レベルでの取り組みが重要であるとして、中央政府から地方自治体に対する環境施策への取組要求がますます高まっている。

国が自治体に求めるもの、そして、各自治体が環境行政としてすべきこと。それは地域でCO2削減、省エネルギーを実現させうる環境政策の推進である。

今回私は行政の環境施策を評価するために平成12年度地域省エネルギービジョン策定等事業（以下、省エネビジョン）の評価に取り組んだ。その結果として見えたものは行政施策の実効性の欠如である。

では実効性のある環境政策とは何だろうか。実効性のある計画にならない要因は何なのか。そういった点を明らかにし、名実ともに有効な環境施策づくりのモデルを示す。

1. 背景 - 3つの現状 -

1-1. 環境関連計画の現状

行政によって作られる環境関連の諸計画は国の法定計画に基づく行政計画であるか否かに関わらず、他の上位計画と整合性を持たせて実効性が図られる。従ってその計画自体に強制力がなかったとしても、目標達成に向けての相乗効果を期待して策定する自治体は多い。しかしながらどのような計画も有効に機能しなければその期待は虚しいものに終わる。

行政はどのような施策においても準備段階で課題を整理し、念入りな調査を行う。そこで施策の必要性を明確にした上で、将来展望を含む総合的な計画を立てることが自治体行政にとって必要不可欠なプロセスとなっている。

現在、多くの自治体の環境関連計画や条例が実効性に欠けており、これまでの手法による計画策定およびその実施状況は行き詰まりを見せている。それは国の指針に基づいて各々の自治体で理念を掲げてさまざまな計画や条例を立てはするものの、理念や希望の並

べ立てをしているに過ぎないからである。

行政は理念を具現化できているか、地域への普及活動と市民と行政の関係は、といった点に焦点をあててみると何も無い、というのが実情である。

1 - 2 . 環境行政の現状

これまで環境施策に関して計画を策定することから始まり、普及活動に至るまで行政は業務をすべて行政自身の手で行ってきた。しかし作業の丸抱えをし続けるのにも限界がある。どこの自治体も財政難で合理化を迫られており、環境対策への職員増員は無理である。

これまで行ってきた仕事だけでも手一杯であったのに、さらにこれ以上環境対策事業を行政職員のみで推進していくことは体制上無理と言える。それは多くの計画を立てるだけでほとんど実行に移せていない事実が物語っている。

さらに実行に移せないだけでなく、計画を立てることに奮闘し、その後の経過をチェックする手が回らない状態のまま次の計画作りに追われている。そのために計画が失敗したことはわかっているにもかかわらず見直しフィードバックすることができていない。そもそも行政内にフィードバックする体制が整備されていない。その結果として、再び理念だけの実行されない計画を作り出す悪循環に陥っている。

これまで行政の事業を評価すること自体が不名誉なことであるという誤解が行政内部にあったため、自らの業務を見直し改善する事に対して消極的であった。それゆえに外部の者が監査を行うことなど言語道断であった。しかし、これ以上無意味な計画作りを続けていては何の環境問題解決にもならないことは行政自身が最も痛感している。

また、行政はさまざまな政策において主導権を握っている。行政は環境対策においても確固とした環境方針を打ち出し、地域を先導していかなければ事業者や市民による環境対策の効果を期待することができない。

環境施策における行政・市民・事業者のパートナーシップは一つのブームとなっているが、行政が環境対策の先導役となってルールや体制作りを行わなければ事業者や市民とのパートナーシップを取ることはできず、知識や省エネ活動を普及させることもできない。

しかし、これまでの縦割社会を打破してパートナーシップを形成するのは容易なことではない。一つの社会システムが出来ている以上、それをシステムの内側にいる人のみで変えていくことは難しい。

1 - 3 . 環境コンサルタントの現状

さて、行政の環境関連の諸計画をつくるにあたり、その策定業務に関わっているのが「環境コンサルタント」である。従来通りのコンサルタント業務は技術的な支援やアドバイスをしたり、基礎調査を行い、報告書を作成して完成というものである。

しかし、コンサルタントが業務委託を受けるからには行政からのニーズをくみ取った上で作業しなければならない。環境コンサルタントの場合、報告書策定をただ形式上して終

わりにするのではなく、もともとの市民の活動から地域で展開しうる環境活動について費用対効果も含め、具体的かつ経済的な展望を示し、地域に環境活動が根付くシステムを構築しておかなければならない。

それと同時にこれまで行政のみの体制では不可能であったチェック機能を市民が補うことのできるシステムの構築を提案していくことも必要である。市民が監査を行うということは市民の目に見える行政施策になるということである。市民が行政業務を批判するのではなく、次の政策に改善策を提案するという、いわば行政業務の一端を市民が担う形での市民参画システム作りが求められている。

しかし今のところ、環境コンサルタントがその役目を果たしているとは言えない。

そこで自治体の環境施策の一環である省エネビジョンを評価することでその現状を検証する。

2．平成12年度省エネルギービジョン策定等事業からの検証

2-1．省エネビジョンとは

省エネビジョンは「新エネルギー・産業技術総合開発機構」(NEDO)が省エネルギー推進事業の一環として始めた支援事業である。これは以前から実施されている「地域新エネルギービジョン策定等事業」(以下、新エネビジョン)に加えて昨年度から開始された。

新エネルギーの可能性を探る新エネビジョンだけで温室効果ガスの削減目標を達成することは不可能である。省エネビジョンは地域に省エネを積極的に導入することで温室効果ガスの排出を減少させようという意図から始まったのである。

省エネビジョンのポイントは地域社会が行動主体である点にある。省エネルギー政策において、地域レベルから積極的な取り組みを促し、地域を動かす原動力となる実践主体の育成を重点的に行う。極めて波及効果の高い省エネルギー活動を継続的に行うシステム作りができる。そのシステムがビジョン策定後も機能し、システムそのものが市域全体に定着する。その結果としてもたらされる温室効果ガス排出抑制・削減が省エネビジョンの目的である。

環境問題の解決に際し実効性のある政策を立てなければならない今、まさに省エネビジョンは地域特性に基づいた有効な手段である。

2-2．省エネビジョンの点数評価

平成12年度、省エネビジョンは全国18の自治体及び自治体の出資に係る法人(いわゆる第3セクター)によって実施された。

このうち、単年で初期段階調査及び地域省エネルギービジョン策定調査を行ったのは13の自治体である。この13自治体を対象に点数評価を行った。

点数評価は自主評価基準である（表1）にあげた比較項目に沿って行った。点数評価は省エネビジョンが本来の目的に適ったものかどうかを端的に示す。とりわけ省エネビジョンは地域レベルの省エネ対策が効果的であることから、各地域の特性に応じたビジョン策定が必要である。内容が地域性のあるものかどうか重点を置き、地域に密着した調査とそれに基づくプランを備えているほど高い得点が得られるように配点を行った。「新エネビジョン」の報告書の記述と重複する事項が省略されている場合は、その旨が明記されていれば省エネビジョンの策定事業が効率よく行われた結果として評価した。

『 . 実行計画』のみに配点を高くしているのは下記の3つの必須項目が地域で有効な省エネ活動を普及および展開していくのに最も重要であるためである。

主体の育成および育成システムの提案確立：市民や事業者が自主的・主体的に実践すべきアクションプランは実践主体である市民や事業者の方々自らが実践を積み重ねていくことによって、周囲に省エネ活動の輪が広がっていく。

協働システムの提案確立：省エネ波及効果のある市民活動が地域に根付くように協働事業を実施できる体制を整えておく。協働システムを構築しておかなければアクションプランは実効性を持たない。

評価システムの提案確立：評価システムを組み込まなければ、プランをたてても実行されたかどうか曖昧にされてしまう恐れが生じる。改善すべき点に関して地域の現状を意識しながら臨機応変に対応するにはチェック機能は必要不可欠である。

こうしたことからこの3つの必須項目を点数評価に加え、高い点数配分にした。協働システムの構築は市民への普及啓発の点において計画の実効性を左右するため、 が最も高得点である。

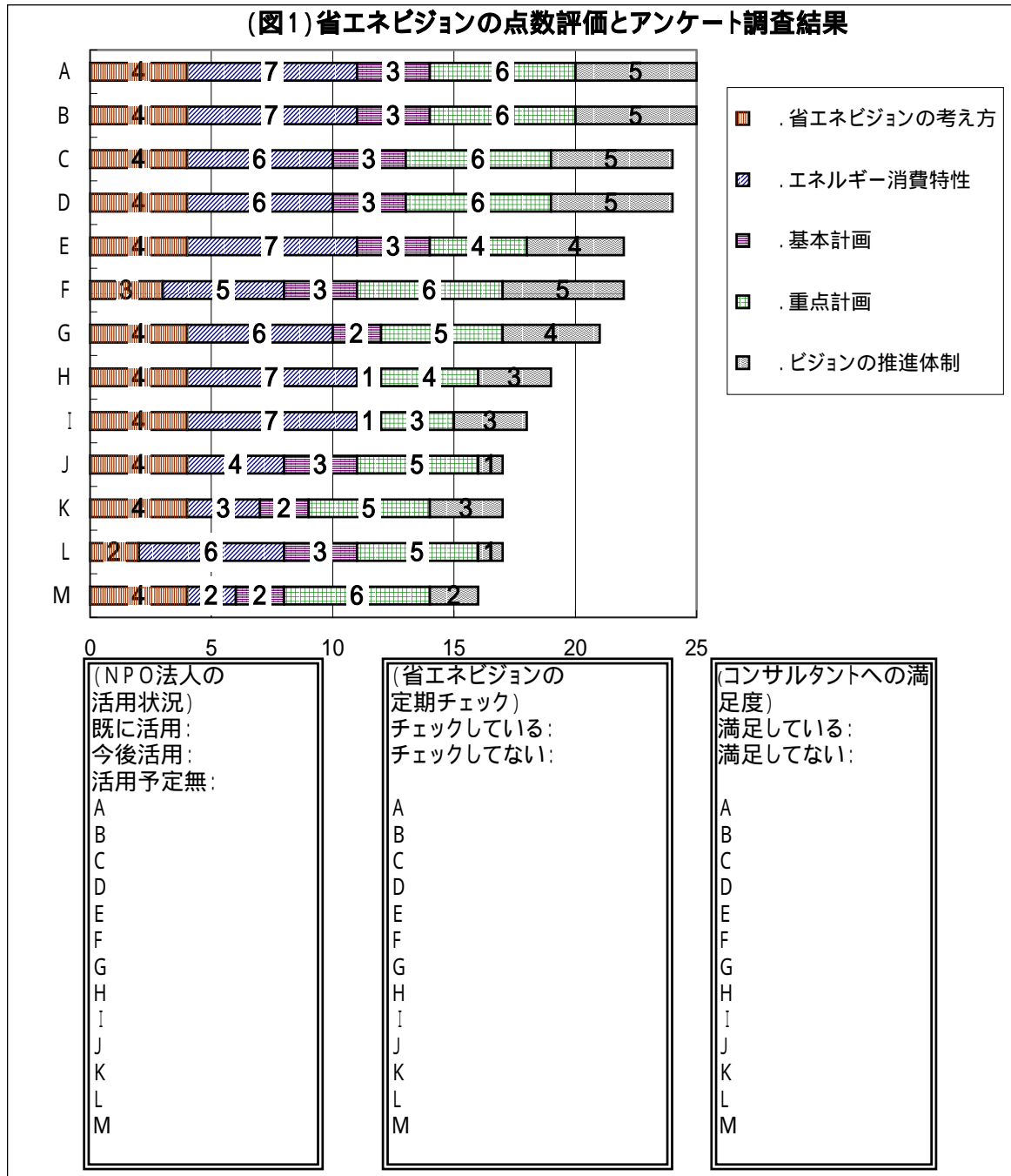
2 - 3 . 点数評価からの考察

策定調査報告書において(表1)にあげた『 . 省エネルギービジョンの考え方』から『 . ビジョンの推進体制』に至るまでのすべての必須項目に関する報告は、省エネルギーを計画的に推進する際に最低限踏まえておくべき業務である。

それにもかかわらず(図1)のグラフを見てわかるとおり、『 . エネルギー消費特性』、『 . 重点計画』、『 . ビジョンの推進体制』において各報告書間で大きな点数差が生じている(図1の下側の表は「実効性ある省エネビジョンをつくる(2)」を参照)。

そのうちの二項目である『 . 重点計画』ではハードプランとソフトプランにおいて地域性が見られるかどうか、そもそもソフトプランがあるかどうかという点も含めて差が開いたことがわかる。ハードプランは資本整備など有形・物的な省エネ計画であり、ソフトプランは情報知識・サービスなどといった無形・非物的な省エネ計画である。今回の点数評価ではとりわけソフトプランにおける地域性の乏しさが浮き彫りになっている。地域特

(図1) 省エネビジョンの点数評価とアンケート調査結果



性を生かした省エネ設備の構想立案も必要であるが、ハードプランのみならば新エネルギービジョンの事業範囲で済むことである。省エネビジョンが開始されたのはハードプランだけでは温室効果ガスの削減が不可能であること、ソフトプランなしには地域住民への省エネ普及は不可能であることを国が認識しているからである。

ゆえに、ソフトプランをもたない省エネビジョンは温室効果ガスの削減にそれほど貢献しえない計画であることが窺える。

(表2)

地域省エネルギービジョン策定調査の報告書比較の概要

	比較項目	有(市町村数)	無(市町村数)	計
- 1	「省エネ推進の背景・必要性」について細かい記述やグラフの有無	13	0	13
- 2	「ビジョンの目的と位置付け」に該当する項目はあるか	12	1	13
- 1	「エネルギー消費の把握」の有無	13	0	13
-2	「省エネルギーに関する意識・ニーズの把握」についてアンケートまたはヒアリング調査の有無	11	2	13
-2(2)	家庭用のアンケートやヒアリング調査の有無	11	2	13
-2(3)	事業所用のアンケートやヒアリング調査の有無	9	4	13
-2(4)	生徒用のアンケートやヒアリング調査の有無	6	7	13
-3	省エネルギー可能性量の別個試算の有無(目標値を含む)	10	3	13
- 1	「地域特性」に関する項目の有無	12	1	13
-2	「基本方針」に関する項目の有無	11	2	13
-2(2)	「基本方針」に関する項目で地域性のみられるもの	8	3	11
- 1	「重点計画の設定」に該当する項目の有無	11	2	13
-2(1)	行政のアクションプランの有無	13	0	13
-2(2)	家庭のアクションプランの有無	13	0	13
-2(3)	事業所のアクションプランの有無	11	2	13
3(1)	ハードプランにおける地域性の有無	9	4	13
-3(2)	ソフトプランにおける地域性の有無	6	7	13
- 1	「市民・事業者・行政の役割」に該当する項目の有無	9	4	13
- 2	「推進体制の整備」に該当する項目の有無	11	2	13
- 3	「市民・事業者・行政の取組方針」に該当する項目の有無	6	7	13
- 4	ビジョン推進に向けて展開イメージのあるもの	10	3	13
-4(2)	展開イメージが図表になっているもの	9	1	10
- 1	地域で活動する主体の育成および育成システムが計画されているもの	0	0	0
- 2	協働事業を展開するためのシステムが構築されているもの	0	0	0
- 3	「評価システム」に該当する項目の有無	0	0	0

(注) - 2(2)、 - 4(2)で合計が13でないのはそれぞれ - 2、 - 4において「有」であった報告書のみを対象としているためである。

ましてや『 . 実行計画』に関してはどの報告書にも点数がない。これは(表2)からもはっきりしており、省エネビジョンの策定が他地域の事例紹介や図面だけの計画作りで終わることを暗示している。省エネビジョンを策定した後、地域でのプランの実行および普及を経年的に続けていくためには、実行計画の必須項目に上げているようなシステムを構築しておかなければならない。

計画づくりのプロが関わっているにもかかわらず、点数評価がこのような低い結果であったことは現在の環境コンサルタントの業務内容が不十分であり、現時点では環境コンサルタントの有効性が薄いことを物語っている。

3. 実効性のある省エネビジョンの提案

3-1. 実効性ある省エネビジョンとは

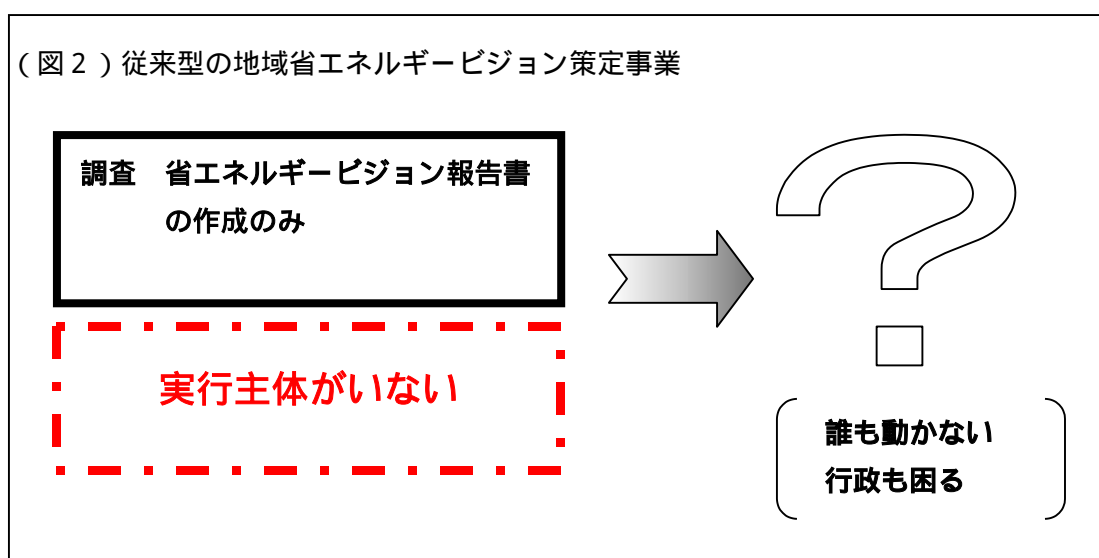
では省エネビジョンで実行計画をもたせるにはどのような事業展開をすべきだろうか。環境コンサルタントは行政に対して費用的にもシステマ的にも無理なく実行できる事業イメージを示さなければならない。

そこでまず、従来のやりかたと環境コンサルタントとして示す事業イメージを図に表して比較した。それが(図2)と(図3)である。

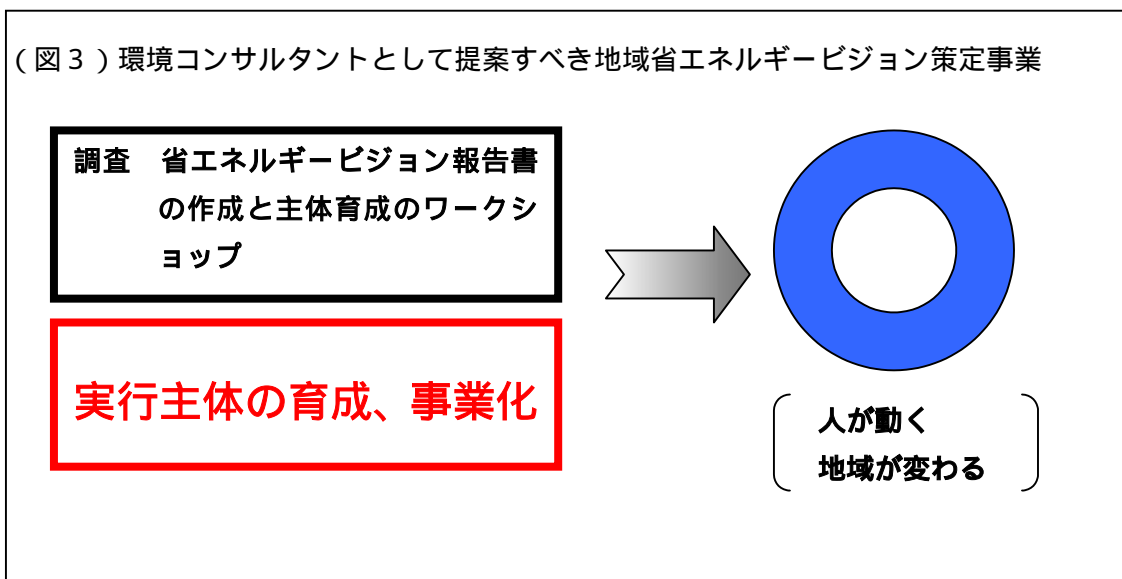
環境行政においては行政内部で予算と人が不足している。地域へきめ細かな対応ができるような主体が行政内部にいないので、事業予算の提案も出ない。しかし、昨今の流れは行政内部で専門職員を揃えるのではなく、小規模な予算と方法で実行可能な地域住民との協働という手段を探る方向にある。

(図2)を見てわかるように、従来型の省エネビジョンでは行政と協働する実行主体がない。すなわち地域の実行主体と事業分担することが明記されていない。その結果、具体的な普及事業が立てられず、誰も動けないし行政も困ってしまうことになる。

(図2)中の「実行主体がない」ということは行政と協働するNPO法人がいない、もしくはわからないということである。すなわち、NPO法人と役割分担する発想がない。だから、具体的な普及啓発事業が省エネビジョンで示せないのである。



(図 3) 環境コンサルタントとして提案すべき地域省エネルギービジョン策定事業



次に(図 3) を見てみると環境コンサルタントが提案すべき省エネビジョンが従来型と異なる点是一目瞭然である。実行主体すなわち NPO 法人を育成するワークショップがあることである。

(図 3) 中の「実行主体の育成、事業化」とは NPO 法人に人と仕事とお金がまわるシステムをつくることである。これは NPO 法人が地域の社会サービスを担う主体であると行政が認め、仕事とお金をまわせれば NPO 法人として活動する人も広がるということである。それは多くの人々が動くことで地域を変えることにつながる。

3 - 2 . なぜ実行主体が NPO 法人なのか

3 - 1 では実行性のある省エネビジョンに NPO 法人は必要不可欠な存在であるとして事業展開をイメージした。

では実行主体が従来型の省エネビジョンで示されていた「行政・市民・事業者」のいずれでもなく「NPO 法人」である理由は何なのか。それは省エネビジョンを通して行政、一般市民、そして NPO 法人の三者の関係性を見直すことで明らかになる。

従来型の省エネビジョンでは、行政は計画策定したことを住民へ広報等によって知らせるにとどまり、一般市民に省エネ活動を広める術がなかった。しかし、地域の NPO 法人が行政と一般市民の間に入ることによって状況は一変する。行政が NPO 法人の役割分担を明確に示すことで地域の NPO 法人は省エネ普及活動を地域の現場で公的に責任を負って行うこと

ができるようになる。他方で NPO 法人の草の根的な活動により、一般市民は省エネ活動の実行を啓発される。

行政が地域の NPO 法人に対して業務委託費を支払って実施することで NPO 法人は責任をもって安定した事業展開をすることができる。一般市民は自分たちに役立つ事業に対して税金を支払うことでふたたび社会サービスを受けることができる。

実行主体に NPO 法人を定めておくことは一般市民へ環境関連の事業サービスにおいて安定供給を図ることができるとともに、一般市民への普及啓発を確実にするという二面性を持っている。

環境 NPO 法人は単に地域への省エネ普及活動の担い手としての役目をするにとどまらない。評価システムの導入においても重要や役割を持っている。省エネビジョンに限らず、その他の環境施策の定期的な見直しに際して、行政内部のチェックのみでは行政からの一方向的な点検により見落とされる部分が生じうる。そのためプロとなった市民である環境 NPO 法人が評価システムにおける第三者機関として外部評価のコーディネーター役を務めることで、次の施策がより地域住民の現状に沿った形になるような改善策を提案することが可能となる。

前回の評価との比較や公表もしやすくなり、結果として市民の目に見える行政に一步近づくことができるようになる。

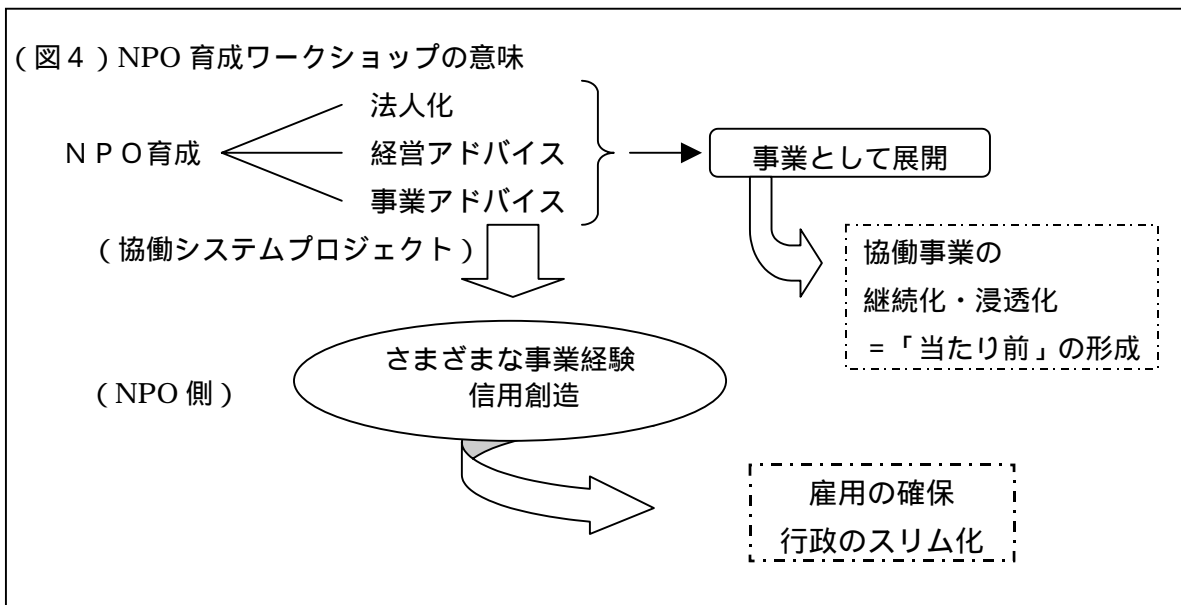
3 - 3 . NPO 法人を育成すること

(図4)は NPO 育成ワークショップの意味を示している。NPO 育成を行うことは目的意識の高い市民、すなわち市民団体が法人格を得ることを促す。環境コンサルタントは法人として成り立つための経営指導や事業に関するアドバイスを行う。

つまり、NPO 育成システムは環境問題に意識のある市民団体から法人格のある環境 NPO 法人へ組織改革を行い、地域の中での市民の活動を有効なものにするシステムである。市民団体は一定のルールに則って社会的信用を構築する NPO 法人になることにより、法的に信用が得られるようになる。そうすると、環境 NPO 法人はいかなる行動を取る際も企業と同じ社会的責任を負う立場に置かれ、甘えは許されず、常に責任ある行動を取るようになる。

従って、NPO 法人としてお金をもらって仕事をする立場になればこれまで行政が恐れていたような市民との対立、現状を度外視した批判などは発生しない。逆に市民側としても市民団体の時にはほぼ不可能であった行政への市民参画がよりスムーズに展開できるようになる。つまり、市民と行政のパートナーシップがとりやすくなるのである。

経済不況の中、雇用の促進という観点から見ても省エネビジョンで育成システムを構築する意味は十分にある。



また省エネビジョンの事業内で NPO 法人を確立し事業活動を開始することでスムーズな協働事業の継続化・浸透化が図れる。これは、NPO 法人が環境施策において社会サービスを担っていくことを「あたり前」のことにするということである。

計画策定の中で成立した NPO 法人は協働システムプロジェクトを通してさまざまな事業経験をつむことになる。NPO と行政は協働事業経験を積んでいく中で生じた問題を解決しながら信頼関係を構築していくことができる。その結果、信用が得られれば次の仕事につながるので、NPO 側の需要は増し雇用の確保につながる。

そして、個々の問題に対して専門的な知識を持った NPO 法人に業務を委託することで同じ市内でも地域性を配慮した対応ができるようになる。従来の公平・平等の原理に基づく行政サービスだけでは手がまわらなかった部分にまできめ細かな対応ができるということである。これは公益的な社会サービスを NPO 法人と役割分担するために、行政事業のムリ・ムダを見直すことになり、結果的に行政事業のスリム化を促すことにもなる。

4. まとめ

継続的で実効性のある省エネビジョンにはハードプランはもちろんのこと、市民や事業者によって実行されるソフトプランが必要である。環境コンサルタントのすべき役割はどの自治体の報告書も同じ内容になるような金太郎飴の報告書づくりではない。

そうしないためには省エネビジョン策定の際に、三つのシステム - 育成システム・協働システム・評価システム - を構築しておくことが必要である。これらのシステムが計画と市民の繋ぎ目役となり、地域で省エネを普及させることを可能にする。よいシステムがあれば核となる市民が変わっても活動は変わらずに継続される。

今回比較を行った省エネビジョン策定業務に関わった環境コンサルタントは地域に環境活動を展開させる具体的なシステムを構築できていない。環境コンサルタントの仕事は報告書の完成で終わりであってよいはずはない。地域を変えようとする行政の業務と市民の活動をつなぐ手助けをするのが環境コンサルタントの役割であるならば、環境コンサルタントは地域にシステムを構築してこそ任務達成といえるであろう。

環境コンサルタントは社会システムの変革を手助けする。地域社会の環境を良くしていかこうとする各セクターの動きを連動させ、相補関係を作ることで環境を良くする新たな社会システムを根付かせる役目を持っている。

環境コンサルタントの業務展開は行政における環境施策の成功の一端を担っており、そうした役割をまっとうしうるだけの環境コンサルタントを既成概念にとらわれずに発掘していける行政の判断力は欠かせない。

行政は国の100%補助事業である省エネビジョンを有効利用するために、環境コンサルタントの提案するプランが地域特性を生かせ、実効性のあるものになりうるかどうか、その内容をよく検討することが重要である。

環境コンサルタントからの実効性あるプランの提案、行政側による実効性あるプランの受け入れ、それによる環境プランの充実とシステム構築、この三つが揃うことではじめて実効性をもった省エネビジョンができあがる。

実効性ある省エネビジョンをつくる（２）

～省エネビジョンアンケート調査結果～

NPO法人地域循環研究所 木島 麻友香

１．調査実施の目的

これまで地域省エネルギービジョン（以下、省エネビジョン）の実効性を追求するため、平成12年度地域省エネルギービジョン策定事業を行った全自治体の報告書の評価を行ってきた。報告書の評価の結果では実行計画部分がどの報告書にもなかった（評価の結果は「実効性ある省エネビジョンをつくる（１）」の（表２）を参照）。「実行計画部分」とは以下の3項目である。

主体の育成および育成システムの提案確立

協働システムの提案確立

評価システムの提案確立

上記の3点が報告書に存在しない場合に、省エネビジョンが地域の温暖化防止対策に役立つのか、ということを立て証するためにアンケート調査を実施した。

アンケートは省エネビジョンの策定を完了して1年が経過した自治体の担当者に直接調査を行うことで、省エネビジョン策定後の実態、そして省エネビジョン自体の実効性を把握することができると考えて行ったものである。

同時に、省エネビジョン策定において調査委託する環境コンサルタントの業務についても調査を行った。環境コンサルタントは省エネビジョンが実効性のあるものになるかどうかを左右する立場にあり、そこに彼らの有効性を探ることができるのではないかと考えたからである。

２．調査対象

平成12年度地域省エネルギービジョン策定等事業を単年で実施した全13市町村

３．実施日時

平成14年3月29日から同年4月5日

４．調査方法

ファクシミリによる回答選択式（一部記述式も含む）。なお、回収については、電話及びファクシミリの両方で行った。

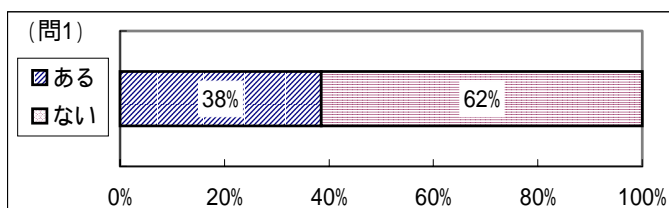
５．アンケートの回収状況

配布数：13市町村 回答数：13市町村 回収率：100%

6. 調査結果

問1. 省エネビジョン策定後、新規事業として予算化されたものはありますか？あるいは、継続事業として強化されたものはありますか？あれば、その事業名、事業内容、事業主体、予算規模をお知らせください。

ある	5
ない	8



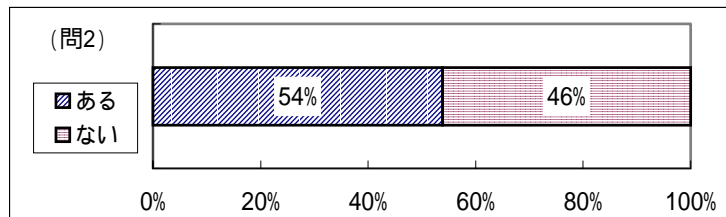
問1で「ある」と答えた5自治体の事業内容等に関する回答

	A町	B町	C村	D村	E町
[事業名]	町民大学省エネリーダー育成事業	省エネ教室 省エネかるた大会 省エネ実践講義 省エネ推進モデル校	バイオマスリサイクルセンター	D中学校省エネエネルギー照明導入事業	森の体験 エネルギーフェスティバル(他の祭りと一緒にいった)
[事業内容]	町民に省エネを普及するために地区ごとのリーダー養成を目的に年5回講習を行っている	町内4小学校の高学年に機械を使用しエネルギーのしくみや大切さを教えた 町内4小学校の高学年を対象に学校対抗省エネかるた大会を開催 県の省エネ普及指導員を講師にJA女性部を対象に講演会開催 町内の1校が省エネ推進モデル校に選ばれ、総合学習を通して省エネナビ等も利用し省エネを行う	樹皮、葉材、畜ふん尿を資源としえとらえ、炭や電気、付加価値の高いコンポストを作る。林業ラインはH15年度立ち上げ、畜産ラインはH16年度立ち上げ。	中学校の照明を高効率インバータ照明器具に取り替えた	ゼロエミッション(企業及び地元関連商店等に展示)、ペットボトルの再利用によるファッションショー 風力発電機の展示、太陽光発電の相談会、太陽光カーレース
[事業主体]	A町	省エネルギーセンター B町 B町 省エネルギーセンター	C村とF村(隣村)の2村共同事業	D村	県・町・緑化推進協会 E町
[予算規模]	10万円(講師料)省エネ以外の環境事業も含む	省エネセンターの全額補助の為不明 50万円 講師料のみの為2万円以下 省エネセンターの全額補助の為不明	10億~11億円で完成予定	450万円程度	ゼロエミ:100万円以下、ペット:30万円程度(謝金) 50万円

〔その他の事項〕	今年度 ISO を取得するので平成 15 年度までは継続する予定	H13.9 月実施	H13 年度より事業開始、H15 年度稼働開始	H13.5.27 実施
		H14.1 月実施		H13.6.3 実施
		H14.2 月実施		
		H13 年度から 3 ヶ年での実施予定		社会福祉協議会に電気自動車 1 台導入(協議会の予算で)

問2. 省エネビジョン以外に環境施策関連の計画をつくっていますか？あれば、計画名をあげてください。

ある	7
ない	6



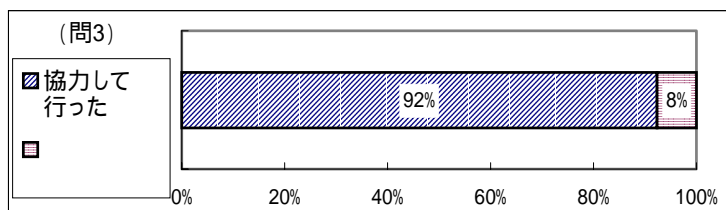
問2で「ある」と答えた7自治体があげた計画

- ・ 廃棄物処理計画、廃棄物処理条例
- ・ 温暖化防止実行計画
- ・ 地域新エネルギービジョン

このうち「地域新エネルギービジョン」は5自治体によって策定されている

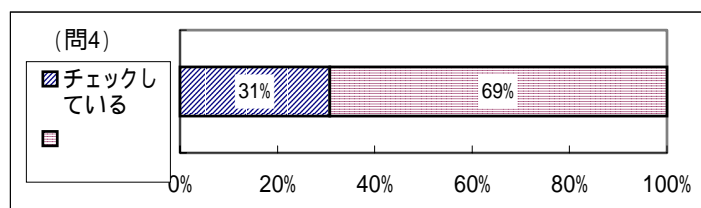
問3. 省エネビジョンをつくる時に他課と協力して行いましたか？

協力して行った	12
担当課のみで行った	1



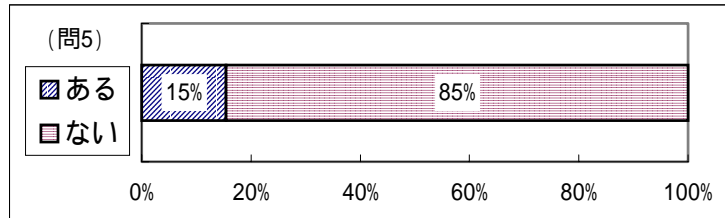
問4. 省エネビジョンが機能しているかどうかを定期的にチェックしていますか？

チェックしている	4
チェックしていない	9



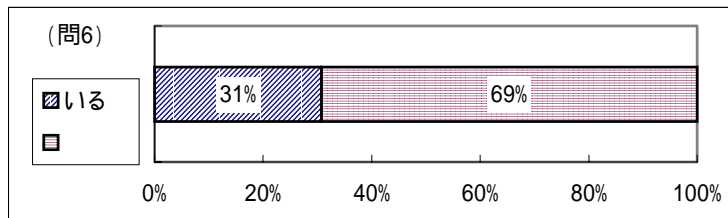
問5. チェックするシステムは行政内に制度としてありますか？

ある	2
ない	11



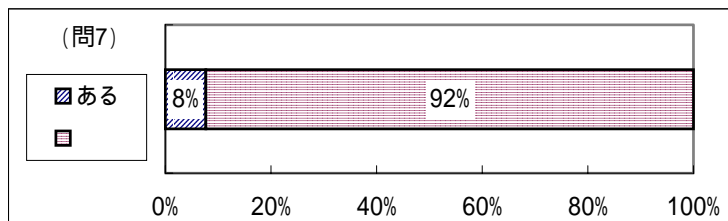
問6. 一般市民に省エネ行動を普及啓発する行政職員以外の活動主体はいますか？

いる	4
いない	9



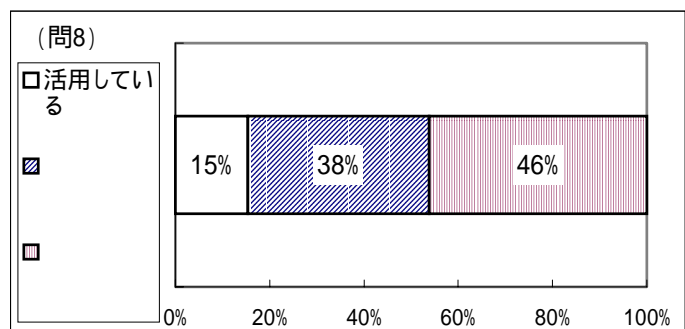
問7. 省エネ事業を効果的に行おうとする目的意識の高い市民(市民団体や NPO 法人等)の提案を尊重し、事業化を可能にする制度等がありますか？

ある	1
ない	12



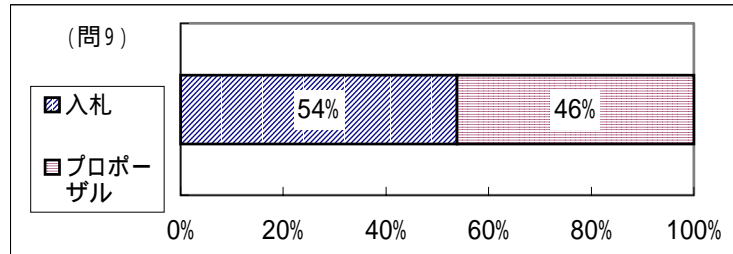
問8. 自治体行政において NPO 法人を積極的に活用していますか？

活用している	2
未活用、活用予定もない	5
未活用、今後活用する予定	6



問9. 調査委託先の選定方法は入札、それともプロポーザル方式でしたか？

入札	7
プロポーザル	6



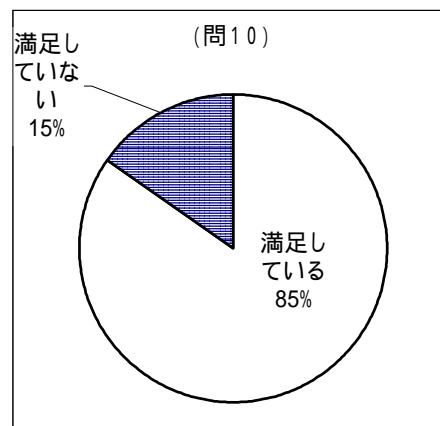
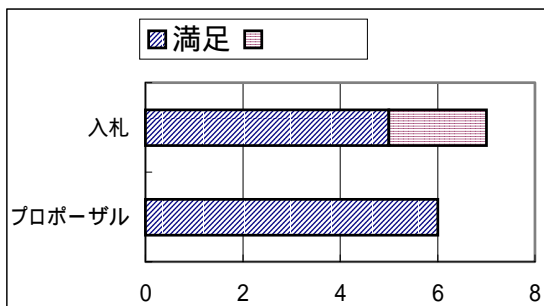
問9(2) イ. プロポーザル の場合、こういった基準で選定しましたか？

基準として回答に挙げられていたもの

- ・ 地域特性を把握しているか
- ・ 実効性の高いものか
- ・ エネルギー調査と普及啓発の提案内容
- ・ 自治体側からの条件の提示と実績（国やN E D O事業経験）
- ・ 経費と事業実績
- ・ 企画内容
- ・ 企画及び見積金額

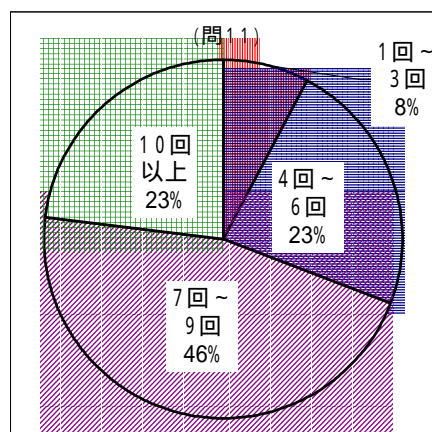
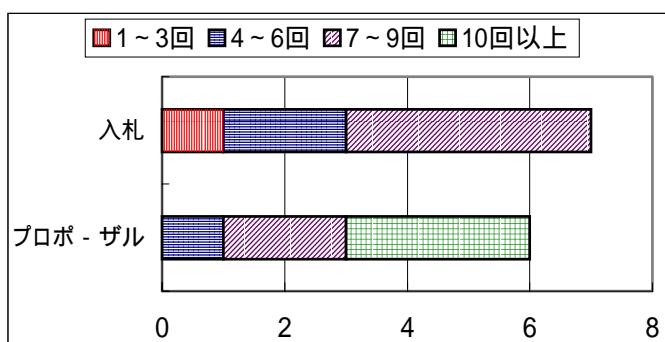
問10. コンサルタント会社の仕事内容には満足しましたか？

満足している	11
満足していない	2



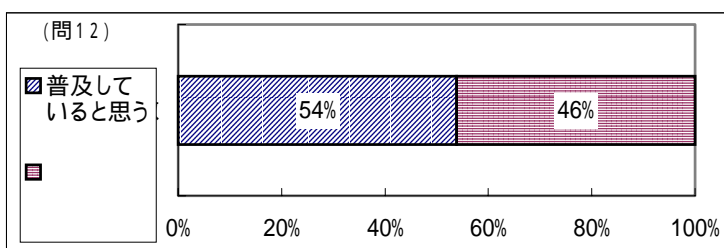
問 11. コンサルタント業者の方は業務委託決定後、貴自治体へ何回ぐらい来て調査等をされましたか？

1回～3回	1
4回～6回	3
7回～9回	6
10回以上	3



問12. 省エネビジョン策定前と比べて市民へ省エネは普及してきていると思いますか？

普及していると思う	7
普及していると思えない	6



問13. 省エネルギービジョン策定等事業は地域の温暖化対策に役立ったと思いますか？また、これからも役に立つと思いますか？

役立った(役立つ)	13
役立たない	0

7. 調査結果からの考察

問13では全自治体が省エネビジョンを「役立つ」と回答している。

しかし、その一方で、問1の質問に対して省エネビジョン策定後の1年間で何か事業をした自治体が4割弱、しなかった自治体が6割強、という結果が出ている。どの自治体でもさまざまなアクションプランが立てられているにもかかわらず、その企画が実行された自治体が半分もないという実態が浮かび上がっている。

調査の一番の目的である省エネビジョン報告書評価の「実行計画」の欄で示した3項目がない場合における省エネビジョンの実効性の有無についても次のように確かめられた。

主体の育成および育成システムの提案確立 について

これが示されていないということは問6の結果からわかるとおり、約7割の自治体で省エネ行動を普及啓発できる活動主体がない。行政職員の業務範囲内では実践的な普及啓発に全力投資することが不可能である。行政職員以外の活動主体は今後の自治体環境行政に必須のものだが、一般市民の中でやる気のある市民を育成する方向性を示さなければ自動的に省エネを広める主体も生まれにくいという実態が浮き彫りになった。

協働システムの提案確立 について

問8の回答でNPO法人を活用しているのは2自治体のみとなった。問6で活動主体がいると答えたのは4自治体であるが、協働システムなしに市民参画を「協働」という形にまですることは難しいことがわかる。

さらに、問7の結果より、市民の有効な提案を尊重して事業化を可能にする制度があるのは1自治体のみである。問8で積極的に活用している、あるいは、未活用だが今後活用する予定と答えた自治体が8自治体もあったにもかかわらず、市民の活動を事業化する制度を備えていない。これは今後活用する予定といってもそれが実行されるとは限らないことを意味している。

協働システムは育成システムが確立された上でないと成り立たないシステムである。NPO法人として育成された活動主体でなければ、行政が確実に業務委託して協働できる相手とはならない。ボランティアで活動している市民団体は業務委託を受けることのできる事業者となりえないため、行政は一般市民へ波及効果の高い提案事業があっても有効活用することができないのである。

評価システムの提案確立 について

問4で省エネビジョンを定期的にチェックしていると回答したのは4自治体にとどまり、さらに問5より、チェックシステムが行政内に制度としてあるのは2自治体のみであった。

制度としてチェックするシステムが存在する自治体では毎月、各部署の代表者が集まる定例会が行われており、その制度が機能しているということであった。一方、制度にして

いない自治体の中には定期的に行っていると答えたものの、会議を1年間で1回開いただけ、という回答をいただいたところもあった。

評価システムが報告書上にないということはほとんどの自治体ではそれが存在しないということであることがわかった。評価システムなしに計画を定期的に見直すことは難しいということも示された。

その結果として、問12の回答では約半分の自治体が市民へ「普及していない」という事実直面している。「普及している」を選択された担当者の中には『「普及している」と思いたい』というコメントをこぼしていた方もおられた。

さらに、コンサルタントの仕事ぶりについては問9と問10の結果を合わせた問10の下の棒グラフで示されたように、入札方式でコンサルタントを選定した自治体のみ、「満足していない」という回答が得られた。問10については調査票の作り方が不十分であった。「満足していない」が2自治体という結果であるが、満足度を5段階で表示しておけば結果は異なっていた可能性が考えられる。実際、電話調査の際、「(計画作りが)はじめのことだったため、コンサルについてよし悪しの判断が難しい」とか、躊躇しながら「満足している」を選ばれた担当者の方もおられた。

問9と問11の結果を合わせた問11の下の棒グラフでは入札方式で選定されたコンサルタントよりもプロポーザル方式で委託が決まったコンサルタントの方が依頼先自治体への調査回数が多くなっている。とりわけ、10回以上訪問しているのはプロポーザル方式で選定されたコンサルタントのみである。

これらの結果から、プロポーザル方式での選定の方が自治体担当者の意も含めて地域特性をくみ取ろうとする姿勢の強いコンサルタントが調査委託を受ける確立が高くなることがわかった。それゆえに、自治体側としても、コンサルタントの業務内容に関して満足のいく結果が得られたのではないかと考えられる。

最後に、点数評価とアンケート調査の結果を照らし合わせてみた。すると、「実効性ある省エネビジョンをつくる(1)」の図1に示している「NPO法人の活用状況」、「コンサルタントへの満足感」、「省エネビジョンの定期チェック」の3点については点数評価の高いところほどアンケート調査においても良い結果が出る傾向が顕著に見られた。計画を実行にうつすにはそれなりに中身のある報告書が必要であることがわかる。アンケート結果の良いところと点数評価が一致しない項目があるのはすべての報告書で実行計画部分が抜けていることの欠陥によるものと思われる。

8. まとめ

省エネビジョンは自治体における環境計画のひとつである。計画を作る段階でシステムとして構築しておかなければ着実な展開は生まれない。市民を育成し、協働事業を行い、

その事業に有効性があるかを評価する。このサイクルが地域に定着することによって、自発的な行動で生まれた市民活動が財政的にも社会的にも安定したものとなり、地域への環境政策の普及啓発が確実性を高める。

今回の調査結果から判断して、「育成」「協働」「評価」の3システムを備えていない省エネビジョンでは、「今はまだ役に立っていないが、将来的には役に立つであろう」と希望を持って、その将来性を裏付けるものがないために現実的に不可能であると考えられる。私は環境コンサルタントとして省エネビジョンの実効性を左右する3システムを提案していくことは必須の条件と考えている。環境コンサルタントの仕事は報告書作成で終了ではない。報告書の中身とシステムの両方がある、はじめて確実に実効性のある省エネビジョンになることが今回の調査で実証された。省エネビジョン策定の産物は地域特性を踏まえた市民と行政が協働できるシステムを提案し、地域に形として残すことであることを明らかにすることができた。

